

◆この速報は、政策委員会委員・幹事、都道府県・指定都市社会福祉協議会、関係部・所長・広報室員に配信しています。

■社会保障・税番号関連法案が成立、平成 28 年実施（5 月 24 日）

5 月 24 日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」等の社会保障・税番号関連法案が参議院で可決し、平成 28 年 1 月から施行される。

社会保障・税番号制度は、個人番号の利用に関する施策の推進により、個人情報の保護に十分に配慮しながら、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図ることを目的としている。

個人番号の主な利用範囲としては、年金の資格取得・確認、給付を受ける際、また、福祉・医療等の分野では、医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用される。また、災害対策においては、被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用される。

内閣官房 第 183 回国会（常会）提出法律案

⇒<http://www.cas.go.jp/jp/houan/183.html>

■財政制度等審議会「財政健全化に向けた基本的考え方」を示す（5 月 27 日）

5 月 27 日、財政制度等審議会は、成長戦略とともに中期的な目標を定めた財政健全化の必要性を指摘する報告書を財務大臣に提出した。本報告書では、財政健全化に関する目標の設定や基本戦略等とともに、各歳出分野における取り組みについても示されている。

「社会保障」については、社会保障・税一体改革の実現が課題であるとし、消費税増収分を目に見える実効的な社会保障改革につなげ、その成果を国民に還元することの必要性を述べている。また、一体改革に伴う公費追加の手法や優先順位づけ等が厳しく検証されるべきと指摘している。

「医療・介護保険制度改革」においては、社会保障制度改革国民会議での議論を支持し、自己負担等見直しや給付の効率化・重点化策を最終的な取りまとめでも方針として打ち出し、速やかな実現を図るべきとの見解を示している。なお、介護分野については、「規制改革会議で社会福祉法人について財務諸表の公表を行う方向性が示されていることを踏まえ、設置主体の経営の透明性の向上・明確化が図られるべきである。その上で網羅的な実態把握を行い、内部留保の原資の大宗が保険料や公費であることを踏まえ、利用者やより広く国民に還元することも含め対策が検討されるべきである」と言及している。

本報告の内容は、経済財政諮問会議で 6 月を目処にとりまとめがなされる「骨太の方針」にも反映される予定である。

財政制度等審議会「財政健全化に向けた基本的考え方」

⇒http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia250527/index.htm